

第1回 令和7年度吉田町下水道料金等審議会 議事録

日 時：令和7年5月14日（水） 13時30分～15時30分

場 所：吉田町役場 2階町民ホール

出席者：遠藤誠作委員、本橋綾子委員、深澤哲委員、田村戸一委員、松浦由美子委員、久保田豊委員、松浦弘幸委員、仲田京司委員
（事務局） 田村典彦町長、内田上下水道課長、前田下水道業務統括、成岡下水道工務統括、安本主査 市川主任 白石技師、

議 題：1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員及び事務局紹介

5 会長・副会長選出

6 諮問

7 議事

（1）本審議会の目的と全体スケジュール

（2）吉田町公共下水道事業の概要

Ⅰ 下水道事業の経営状況（使用料対象経費と財源）

Ⅱ 吉田町公共下水道の整備状況

Ⅲ 吉田町下水道事業経営戦略（令和2年度策定版）

（3）吉田町公共下水道事業の経営課題

（4）次回審議会の予定

8 その他

9 閉会

配布資料：

資料1 ： 令和7年度 吉田町下水道料金等審議会委員名簿

資料2 ： 説明資料

参考資料1：吉田町公共下水道事業審議会条例

参考資料2：座席表

参考資料3：吉田町公共下水道事業に係る計画の概要、用語解説

会議内容：

議事（１）（開会）

事務局より第１回吉田町下水道料金等審議会（以下「審議会」という。）の開会宣言。

議事（２）（委嘱状交付）

田村典彦町長より、審議会委員へ委嘱状交付。

議事（３）（あいさつ）

田村典彦町長より、開会挨拶。

田村典彦町長：（冒頭、審議会への出席及び町政への理解・協力に関する御礼の辞。）

当町の下水道事業は、平成２年１月に事業認可を取得して以降、整備を着手している。平成７年に終末処理場である吉田浄化センターの供用を開始し、公共用水域の水質保全や快適な土地環境の実現に大きく寄与している。一方で人口減少、高齢化社会、節水型社会の進展による水需要の減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う改築更新事業の増加など、厳しい経営状況が続いている。

これらのことから、持続可能な下水道事業の運営を行うため、令和４年度に下水道料金等審議会を開催し、現状と課題、料金制度の在り方について幅広く議論いただき、当時の下水道使用料を段階的に引き上げるべきという答申を頂き、令和６年度に１回目の水道使用料の改定を実施した。本改定は、公営企業として下水道使用料による施設経営の実現を目指すため、財源確保を目的としたものであり、下水道使用者の生活への影響にも十分配慮しながら実施している。引き続き今後の持続可能な企業経営と町民負担の公平性を確保する観点から、現在の下水道使用料の適切な水準などにつきまして、ご審議をお願いする次第である。

皆さま方には未来を見据えた視点で、今何をすべきかということに対しましてご意見を賜り、吉田町が未来永劫持続していくためにすべきことをご検討いただきたいと思う。

議事（４）（委員及び事務局紹介）

委員、事務局の紹介。

議事（５）（会長・副会長の選出）

深澤哲委員より、会長は遠藤誠作委員とする推薦があり、満場一致で採決された。遠藤誠作会長より、副会長は本橋綾子委員とする推薦があり、満場一致で採決された。

遠藤誠作会長より、会長就任の挨拶。

会 長 : 下水道は、吉田町の発展を支える基礎的なインフラである。今年は、吉田町の下水道については第 1 段階の区切りがつくということで、非常に重要な時期である。もともと下水道は地方公営企業法の中で公営企業に位置付けられており、基本的には使用者が負担し合って運営していくという大原則がある。そのような中で今年度完成する施設をどのような負担のやり方で運営していくか、使用者及び外部の有識者が参加することによって、吉田町の下水道をどのように支えていくかを相談する機会として、いろいろと大変だとは思いますが、皆様の協力を得ながら吉田町の発展につながるような、吉田町の下水道の財政が安定するような方式を皆様のご協力を得ながらまとめていきたいと思う。

本橋綾子副会長より、副会長就任の挨拶。

副会長 : 町民の代表ということで、代表として恥じないようにいろいろ勉強しつつ、皆様と審議をして町民がより良い生活ができるような方向に持っていければよいと思っている。

議事（6）（諮問）

田村典彦町長より、令和 4 年度の吉田町下水道料金等審議会に対しての答申内容を踏まえた料金改定を実施したが、今回は令和 4 年度の答申に基づく段階的な改定を実施する審議の必要があるため、審議会へ諮問した。

議事（７）

本日の議事内容に関して、事務局から以下の議題（１）～議題（４）について説明を行った。

議題（１）本審議会の目的と全体スケジュール（資料２ P. 1）

議題（２）吉田町公共下水道事業の概要

議題（３）吉田町公共下水道事業の経営課題（資料２ P. 13）

議題（４）次回審議会の予定（資料２ P. 14）

議事（８）（その他：質疑応答）

会 長 : それでは、事務局からの説明について疑問点があれば、お聞きいただくということで、本日の審議を整理していきたい。まず今の説明に関して委員の方々に疑問等あれば、質問をお寄せ願いたい。

委 員 : 資料２ P. 15 の図を見て思ったのだが、雨水はどのように処理しているのか。下水道に雨が流れた時にどのように扱っているのか。

事務局 : 吉田町は分流方式のため、雨水は下水には入らずそのまま道路側溝から川に流れるという形となっている。

委 員 : それでは、下水道には本当に生活だとか産業で使われた汚水だけが流れているという認識で間違いないか。

事務局 : その通りである。

委 員 : 雨水の処理のための下水道の費用は誰が負担しているのか。

事務局 : 雨水の側溝などは、町の建設課で税金という形で整備を行っている。

委 員 : 吉田町インターチェンジ付近には大企業が多くあり、様々な税金を多く払っていると思うが、それらの企業は下水道を使用しているのか。

事務局 : 資料２ P. 6 より、青が下水道処理の区域、緑が合併浄化槽の整備区域となっている。大井川の河川寄りにある大企業の工場は、合併浄化槽整備区域となっているため下水道処理の区域ではない。

委 員 : 彼らは独自で処理をしている、設備を造っているという認識で間違いないか。

事務局 : その通りである。

委員 : 下水道料金の改定ということで、下水道整備区域内人口が約 4 割であるが、「実質使用している」のは吉田町の人口の 3 割程度である。その 3 割の下水道使用者の料金を賄いきれないため、町から年間 8,000 万～9,000 万円の税金が維持管理に投入されて賄っている。この 8,000 万～9,000 万円の税金について、浄化槽を使っている 7 割の人からしたら不公平ではないかという声があり、下水道を使っている人の料金をもう少し上げたらいいのではないかということが主題となっていた。

前回の時には、国土交通省からの下水道設備活用に対する交付金というものがあり、吉田町は国からのお金頂いている。一方で、一度も料金改定していない、使用料単価が 150 円/㎥ を超えてない、経費回収率が 80%以上を賄えてない市町村は重点配分の対象にしないという話があった。今回、国土交通省からの事務連絡がないので、使用料改定について初めて聞く方に対しては、このような背景の説明が必要になると思う。

また、令和 6 年度に改定したので、以前までは 50%だったが、おそらく 67%ぐらいの経費回収率になるであろうということで 33%の料金改定をしているが、令和 6 年度の経費回収率の実績どうなのか。先ほど言った交付金の重点配分の対象となる 80%までどれくらい足りていないのか、直近での町の税金がどれほど投入されているか等が、非常にこれからの判断に必要になってくると思う。そのため、次回の審議会では、令和 6 年度の実績において当初の目論見とどの程度ずれているかを示して頂きたい。また、電力料金が高騰しているため、これからどうするかをぜひ検討していただきたい。

それと下水道を使っている側には責任はないと思う。いくら税金が不公平と言われても、これは町の方針として町民が従って浄化槽をやめて下水道の接続に協力したという思いがある中で、不公平だからより使用料を上げてでも仕方ないという意見も理解できる。合併浄化槽を使っているところに対して、料金改定したものがそれをはるかに上回っているのは、何のために下水道の接続に協力したのかということにもなる。そのため、今の合併浄化槽の年間維持費等をもう一度確認をしてもらい、合併浄化槽の年間比 65,000 円より見合うというよりも少し下がるぐらいの改定率にとどめることが必要だと思う。

また、(資料 2 P.12) 静岡県内自治体との比較の中で、各市町が料金改定をしてこの結果になったと思われる。吉田町は真ん中であるが、さらに上げた時に、県平均よりもはるかに上回るということがあると思う。しかし、やむを得ないと思うかどうかは、国土交通省の事務連絡の範囲を満たしているかどうか、そして合併浄化槽の費用に比べてどれほどのレベルになるのか、というところ

を考えないといけないのではないだろうか。

事務局 : 次回の審議会までには令和 6 年度の決算が出る見込みとなるため、その結果をお見せし、委員からお話があったことも資料として付けさせていただきたい。

委 員 : 資料 2 P. 12（静岡県内自治体との比較）について、別の委員がお話しされていて、事務局からも補足があったが、これは「下水道使用料金」の比較である。吉田町でも税金が投入されて埋めているという話があったが、例えば下水道使用料金が低い伊東市とかもおそらく税金は投入されている。現状を知るという意味では、他の自治体と横並びにするならば、1m³ 処理するのにそれぞれの自治体はどの程度の金額がかかっていて、どのくらい税金を負担しているのか知る必要がある。その中で吉田町はどの程度の金額で、今後どのように考えていくかというのがあると分かりやすいと思う。もちろん表面的なお金払うところだけが安ければいいとかあると思うが、何となくそこがあった方が普通の判断ができると思う。

次回の審議会で、昨年度決算についてそういう表は付けられないと思うが、令和 5 年度の決算は総務省等のデータを使うと横並び表が作れると思うので、教えていただけるとありがたい。吉田町はどのくらい町民の方が負担をしていて、どのくらい税金で補っているかがわかる。

事務局 : 今回は、委員がおっしゃった通り、各市町の経費回収率等を表で表せるようにしたいと考えている。

会 長 : 結局、今の料金を上げたことで、静岡県の平均を上回ってしまったということであれば、今回の諮問を受けてもそれ以上の答申にしようと思うと非常に難しい部分が出てくる。そうすると、委員がおっしゃったような、それぞれの事業体がどのようにやりくりしているのか説明がつかないと改定の答申はできない。そのため、お二人の委員からあったように、そういうものを反映したもので、決算の見込みの数字が出れば、現状分析を行ってもらう。4 月に上げてもすぐ料金に反映できるわけではないため、その場合には見込みで全部 1 年分入ったとしたならば、どういうものかというものを確保してもらいたい。

コンサルのような専門家が資料を作ると、書いていることは間違いないが、聞いているとそのまま流れてしまい、最後に何が残るのか分からなくなる。そういう面では、今回の委員の方々は専門家として見るというよりは、町民視点の意見が非常に貴重である。これからあと 4 回集まって議論をしていくが、説明を受けるのは今回が一番重く、あとはそれぞれ細かな部分へ入ってくるため、

今回の説明や質問の感想を含めて、各委員の方に一言ずつ述べていただきたい。

委 員 : 今回は町長から諮問を頂いて、前回までの3段階の3年間の目標という定められたものについてまた見直しをしていくという中で、経費回収率というのが最終的に100%っていうことになっているわけだが、実際のところ今検討していく中で、先ほど別の委員が言ったように、合併浄化槽との比較等を考えていけないといけないという部分と、下水道の30%の利用者という部分もまた見ていけないといけないという気がした。

委 員 : 資料中に水洗化率とあるが、78.4%の家庭が基本的には水洗化率を達成しており、残りの約22%は水洗化にはなっていないという認識であっているか。

事務局 : 水洗化率が78%というのは、皆さんのお宅の前の道路に下水道管が通っており、そこから各家に分岐がされていて、そこにつないで下水道利用者になっていると思うが、そういう状況にありながら、まだ下水道につないでくださっていない方がいる。それが残りの22%である。水洗化でないというとは汲み取りなのかと思うかもしれないが、必ずしもそうではなく家の便器が水洗式であれば、合併浄化槽・単独浄化槽である。

昔の浄化槽である単独浄化槽は、トイレのし尿だけを浄化して上澄み水を側溝に流しており、そのような家庭の台所やお風呂の水はそのまま側溝へ流していたため、側溝が汚かった。今は合併浄化槽が出てきており、それは家から出る水であれば、台所、お風呂問わず全てを家の敷地の中の浄化槽に流し、きれいにしてから川に流している。あらかじめ合併浄化槽を入れてしまっている家は、「下水道につなげなくてもいい」と思って接続していただけないため、22%の中にはそのような方が含まれている。そのため、家の便器は水洗式の便座であるが水洗化率には表れてこない。もちろん汲み取りの方もいらっしゃるが、その割合は実際にはかなり低くなっている。ただ、せっかく町が整備して下水道を使える状況にありながら、接続していないと、投資したお金を使用料という形で回収ができない。そのため、未接続の方にはつないでいただいて使用料収入にも反映してもらいたいが、実際は合併浄化槽を入れられるとなかなか踏み切れない、替えてくださらないという状況がある。

委 員 : 資料2 P.8の吉田浄化センターの有効活用について、汲み取りなどのし尿を利用してこの処理能力をより上げていけば、その分がコスト吸収するということを書いてあるが、現状は吉田浄化センターの能力のうち何%ぐらいを利用してることになるのか。

事務局 : 施設利用率は 75%程度であり、まだ 25%程度余力がある。浄化センターは住吉の坂口谷川の河口に造った。最初は将来、北区の方まで下水道整備を進める予定であったため、敷地も最終的に必要となる敷地を広く確保してある。建物は、当時計画した 8 分の 2 くらいの建物と施設を造って、少しずつ下水道整備を進め使用者が増えていけば、この建物も増築していき最終的に 8 分の 8 を達成すると計画していたが、片岡を最後に下水道整備区域の拡大をやめており北区までは拡大しない。

そのため、用地にも余力があり、設備の能力も今下水道に接続している方の水量は施設に対して 75%であるため、25%の余力がもったいない。川を挟んで隣に、衛生センターという浄化槽の汚泥や汲み取りのバキュームカーが運んでくる処理場があり、似たような施設を隣り合って持っているのであれば、浄化センターの約 25%の余力を使って、一つの施設にした方が効率的ではないかと考えている。

委 員 : 吉田浄化センターには浄化するための処理能力がまだ余っていて、例えば、バキュームカーが回収して、し尿を持っていく場所が異なっているという認識で間違いないか。

事務局 : その通りである。

委 員 : それをやめて、浄化センターの能力が余っているところで処理をしても、同じ町内なので収入になるというわけではないのか。

事務局 : 汲み取りのし尿や、合併浄化槽でも年に 1 回は汚泥（浄化槽などの汚水処理を行う工程で発生する泥状物質）がたまるため、これをバキュームカーで吸い取り、衛生センターへ運び込んで処理している。衛生センターは浄化センターとは別の施設であるが、これは吉田町と旧榛原町で運営する広域施設組合で管理している施設である。この施設は、平成 7 年～8 年頃に下水道とほぼ同時期に建設されたため、約 30 年が経過している。合併浄化槽の整備は牧之原市や吉田町も進めており、衛生センターの能力的にもやがてキャパシティがいっぱいになることや、施設の老朽化により建て直しをしなくてはならないという点で、お互いに同じような課題を抱えている。下水道の処理場も、衛生センターも更新をしなければならない。両方を建て直すのか、一つにまとめて建て直すのか、どちらが良いかということである。

衛生センターに関する処理費用について、汲み取りや浄化槽の利用者は直接お

金を払ってはいない。これは、汲み取りや浄化槽の利用者はバキュームカーで運搬をしている業者に対してお金を払っており、運搬先の衛生センターの処理に関する費用にはお金を払っていない。衛生センターの処理費用は、牧之原市や吉田町の税金で賄っている。

委 員 : それでは、下水道に接続している人も、税金を通して衛生センターの処理費用に税金を通して、お金を払っているということか。

事務局 : そうとも言えるが、汲み取りや浄化槽の利用者は、バキュームカーでの運搬にかかる年間の費用や、年に 4 回の点検、年に 1 回の県の外郭団体でも検査を行っており、これらの検査費用と運搬の費用を年間で足すと、下水道利用者が 1 年間で支払う下水道使用料よりも高い。
なお、施設利用率は先ほど約 75%と話したが、正確には 76%である。

委 員 : 公共下水道の普及率はそれほど高くない。別の委員がおっしゃったように、当初は行政として公共下水道の普及を推進したいと思い、それに従って我々も下水道を使用しているが、町として今後は下水道の普及はなかなか見込めないと判断している。町民の約 40%の方が下水道を使っていて、費用として公金・税金を投入している。使っていない方は当然であるが、なんで我々が使っていないのに、使用している方の経費負担を見なきゃいけないのと、不公平感が出ると思う。

私は今までそれを知らずに下水道を使っていた。最終的には健全経営するために何とか使用率の普及を見込みながら、使用負担も減ると言っているが、当然のことながら値上げありき、税金は使わないということを言っている。先ほどの説明を聞いていると、値上げが主題になってしまっていて、値上げについてどのタイミングで上げようか、過去にそういったことがあったから、と言われても当然、我々は過去のことを全く承知していない。上げなければいけないのも分かるが、今こういう形で見てそれを伺っても、二つ返事で料金を上げようかとはなりにくいと思う。その焦燥感の中で行政の考えを理解したい。地域住民の問い合わせに対して、私も説明すべき立場にあると思うので、私自身も納得し、町民全体が納得できるようないい方法を時間はかかると思うが、考えていくことも必要ではないか。

委 員 : 難しい言葉がよく分からず付いていくのに精いっぱい、資料を理解するのに大変時間がかかっているが、家に帰ってしっかり見直し、次回は意見を言えるように整えてまいりたい。

委 員 : 皆さんからいろんな意見を出していただき、現状が数字でいろいろ分かるようになってきたが、まず一般の町民の方は合併浄化槽と下水道の違いが分からない方が多いと思う。私個人もそういう点について全く分からず日頃生活しているため、ここで打ち合わせしてさまざまな意見を出し合った後、やはりそういった点を皆さんも広めていって、納得できる回答ができると今後いいのではないかと思う。知識不足な部分もあるので、改めて資料を読み直し、納得できる回答ができるように精進していきたい。

会 長 : それでは、質問や今日の感想を含めた話を含めて出していただいたので、こういうものを基本にこれから進めてまいりたい。事務局の先ほどの説明だと、次回は 8 月ということで、2 か月ほど空くと結局また元に戻ってしまうこともある。今日、非常に重要な今回の審議会が一番基本になるような話が各委員から出た。それに対して事務局の方で分かりやすい説明資料を 1 か月たったあたりを目標に出してもらえると、頭の中で整理ができる。ぜひ資料を作成し各委員の方々が審議しやすいようにしていただきたい。国会の議事録のようにまとめる必要はないので、出た意見を箇条書きにして、それについての回答をまとめて、できるだけ見やすいものを提出していただきたい。

こういう議論はかなり大切で、私もいろんな場を経たが、今回みたいな形でいろんな立場の意見が出たのは久しぶりであったので、今後の議論も非常に楽しみである。まずは委員が納得しなければ、住民にも余計な負担を強いる話になるため、説明できなければ理解してもらえない。当然、議会の方も同じような考え方になると思うので、その点を大事にしながら進めていきたい。

議事（９）閉会

次回審議会の予定について事務局より説明を行った。

事務局 : 審議会は本日を含め、今年度全 5 回を予定している。次回は 8 月、第 3 回目は 10 月、第 4 回目は 12 月、第 5 回目は令和 8 年 2 月、それぞれ中旬から下旬を予定している。次回の第 2 回審議会では、経営戦略（案）及び財政収支計画に基づく使用料改定水準等についてご審議いただきたいと考えている。

事務局 : 第 1 回審議会の終了挨拶。

以上